○文化庁告示第三十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年二月九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年七月十四日　　文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　①「雨の夜の恐怖」　②「水木しげるＳＦ妖画大集第一部　宇宙幽奇境」　①松林基惠　②古屋信二　①二五、七七七円　②九、八五六円

二　利用者の住所及び氏名　東京都文京区音羽一丁目一七番一八号　株式会社講談社コミッククリエイト（代表取締役　梶原和哉）

三　利用方法

（一）　「水木しげる漫画大全集　０５８　テレビくん他」において六、五〇〇部複製し、定価二、七〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

（二）　（一）に加えて、必要に応じて最小単位を一〇〇部として追加で複製し、公衆に譲渡する。一〇〇部ごとの補償金額は①四九五円　②一八九円とする。

○文化庁告示第三十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年二月九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年七月十四日　　文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表一・二参照

二　利用者の住所及び氏名　岡山県岡山市北区南方三丁目七番十七号　株式会社ラーンズ（代表取締役社長　清水大雄）

三　利用方法

①　出版用教材において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。（別表一参照）

②　販売促進用の配布物としてＣＤ－ＲＯＭに複製又は翻訳及び複製し、無償で公衆に譲渡する。（別表二参照）

四　補償金の総額　二五九、三四六円

（別表１）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

金額の単位：円

No.	題号	著作者名	利用を認める著作物					利用方法（複製・翻訳・譲渡）			補償金の額（税込）
			当該著作物が利用された実態								
			大学名	入試年度	入試区分	問題番号または冒頭文	著作物の種類（言語の著作物の場合は英文・和文の別）	利用する教材名	本体価格	製作部数	
1	不明	不明	大阪大学	2008	後期	3	和文	未来につながる英作文　High-level	695	77,000	13,279
2	不明	不明	京都大学	2008	前期	3－1	和文	未来につながる英作文　High-level	695	77,000	13,279
3	不明	不明	京都大学	2008	前期	3－2	和文	未来につながる英作文　High-level	695	77,000	13,279
4	不明	不明	京都大学	2009	前期	3－1	和文	未来につながる英作文　High-level	695	77,000	13,279
5	不明	不明	京都大学	2009	前期	3－2	和文	未来につながる英作文　High-level	695	77,000	13,279
6	不明	不明	京都大学	2010	前期	3－1	和文	未来につながる英作文　High-level	695	77,000	13,279
7	不明	不明	京都大学	2011	前期	3－2	和文	未来につながる英作文　High-level	695	77,000	13,279
8	不明	不明	京都大学	2012	前期	3－1	和文	未来につながる英作文　High-level	695	77,000	13,279
9	不明	不明	京都大学	2014	前期	3－1	和文	未来につながる英作文　High-level	695	77,000	13,279
10	不明	不明	神戸大学	2009	前期	4	和文	未来につながる英作文　High-level	695	77,000	13,279